

# 中部森林管理局舎屋内 自動販売機出店者公募要綱

(第1号物件)

令和8年1月

中部森林管理局

# 中部森林管理局舎屋内

## 自動販売機出店者公募要綱

### 目 次

1 趣 旨	1
2 基本概念	1
3 公募内容	1
4 応募者の資格	3
5 応募手続き等	3
6 自動販売機出店者の決定	4
7 使用許可の手続き	4
8 その他	

応募申請書

企画提案書

企画提案内容一覧

質疑書

別紙、質疑書

誓約書

別紙 変更役員名簿様式

中部森林管理局案内図及び配置図（使用許可位置図）

## 1 趣 旨

中部森林管理局は、職場における生活の向上を図り職員の福利厚生を増進するため、中部森林管理局庁舎屋内の所定の場所において、引き続き自動販売機を設置することにしました。

この目的を実現するため、自動販売機の出店者を公募します。

## 2 基本概念

企画立案にあたっては、主に次の事項について重視するものとする。

### (1) 職員のニーズへの対応

販売商品の種類・価格等

### (2) 安定的かつ継続的な自動販売機運営に必要な能力

① 適正な従業員の配置体制

② 適正な衛生管理体制

### (3) 自動販売機の環境対策

① 自動販売機の適正な環境対策（ゴミの回収等）

② 間伐材を使用した容器等を含む製品の提供

### (4) 自動販売機の耐震対策

① 自動販売機の適正な耐震対策（転倒防止策等）

## 3 公募内容

### (1) 業務内容

清涼飲料水の自動販売機設置による営業

### (2) 使用許可物件

① 所 在 地 長野県長野市大字栗田 715番5

② 施設名称 中部森林管理局庁舎屋内清涼飲料水自動販売機置場

③ 位 置 別図参照

④ 面 積 1. 00m<sup>2</sup>程度（自動販売機、ゴミ回収箱含む）

⑤ 参考事項 中部森林管理局職員数 142人

（※令和7年8月1日時点 非常勤職員含む）

年間売上げ本数 3,105本（令和5年実績）

3,112本（令和6年実績）

（※現出店者申告による1月～12月実績）

### (3) 出店方法

「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日付け蔵管第1号大蔵省管財局長通達）に基づき、国有財産使用許可を受け、出店する。

### (4) 使用料等

① 予定金額以上の有効な見積金額とする。

② 使用料は中部森林管理局の指定する期日までに、原則として全額前納により納付する。なお、使用期間が1年に満たない場合は、月割又は日割により計算した額を納付する。

③ 使用料の他に3(2)の使用許可物件に係る管理上必要とする経費は、自動販売機設置事業者の負担とする。電気料金については、電気小メーターを設置し、実費を別途徴収する。

(5) 使用許可期間

使用許可期間は、令和8年4月1日(予定)から令和13年3月31日までとする。

(6) 自動販売機出店の運営主体

自動販売機出店の運営主体は、自動販売機の企画・運営のノウハウを持つ運営会社とする。

(7) 使用上の制限等

① 自動販売機出店の運営に当たっては、本要綱に定める事項を遵守することとする。

② 出店者は、3(2)の使用許可物件について、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

③ 出店者は、3(2)の使用許可物件を第三者に転貸し、又は担保に供することはできない。

また、3(2)の使用許可物件について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって、中部森林管理局長の承認を受けなければならない。

④ 出店者は、中部森林管理局職員以外を対象として、自動販売機に係る宣伝を行ってはならない。

(8) 使用許可の取り消し又は変更

次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

① 国において使用許可物件を必要とするとき

② 出店者が使用許可書に記載された許可条件に違背したとき

③ 上記「(7) 使用上の制限等」に違背したとき

(9) 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了したとき、又は上記(8)により使用許可が取り消された場合は、出店者は指定する期日までに、自己の負担で使用許可物件を原状回復して返還することとする。また、この場合、出店者は中部森林管理局に対して一切の補償を請求することはできない。

(10) 名義使用の制限

出店者は、自己の営業上の取引に関して、中部森林管理局の名義を使用してはならない。

#### (11) 損害賠償

出店者は、使用許可物件の使用にあたり、中部森林管理局又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償するものとする。

#### (12) 自己都合による業務の解除

出店者は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、2ヶ月前に書面により申し出ることにより解除することができる。

#### (13) その他

- ① 出店者の都合による経費は、出展者の負担とする。
- ② 出店者は、中部森林管理局の指示に従い、使用許可物件に限らず、建築物、電気、工作物、設備等を常に良好な状態に保つよう使用することとする。
- ③ 使用許可にあたっては、本要綱に定めるもののほか、国有財産使用許可書に定めるところによる。

### 4 応募者の資格

応募者は、次の要件をすべて満たしている者に限る。

- (1) 中部森林管理局庁舎屋外に設置するにあたり、公募内容を理解し、出店に意欲のある者であること
- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること
- (3) 自動販売機の企画・運営のノウハウをもつ運営会社であること
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条、第71条、国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条に該当しない者であること
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと
- (6) 国税及び地方税を完納していること
- (7) 暴力団その他暴力的集団の構成員ではないこと。また、法人の場合は、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものでないこと
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと

### 5 応募手続等

#### (1) 応募申込書等の提出

- ① 応募申請書 P6 参照
- ② 使用料提案額書類 P7 参照
- ③ 企画提案書類 P8 参照
- ④ 企画提案内容一覧 P9 参照
- ⑤ 誓約書 P12 参照
- ⑥ 提出日時

- ア 持参の場合 令和8年2月10日（火）16時まで  
(平日12時～13時及び土日、祝日除く)
- イ 郵送の場合 令和8年2月9日（月）必着  
提案内容の変更等は、上記期間内に取扱う。
- ウ 提出の条件 応募に係る費用は、応募申込者の負担とする。  
提出書類は、いかなる理由があろうとも返却しない。  
提出された書類は、すべて部外秘とする。

⑦ 提出（郵送）場所等

〒380-8575

長野県長野市大字栗田715番5

中部森林管理局 保全課（庁舎内1階）

担当：谷脇、白木

電話：050-3160-6522

（2）質疑及び回答

質問がある場合は、質疑書を提出する。

- ① 提出書類 質疑書及び別紙（P10及びP11）
- ② 受付日時 令和8年1月23日（金）～2月6日（金）16時まで
- ③ 受付方法 持参の場合 上記（1）の⑦と同じ場所  
(平日12時～13時及び土日、祝日除く)  
メールの場合  
[c\\_kanri@maff.go.jp](mailto:c_kanri@maff.go.jp)

④ 質疑回答

質問に対する回答は、中部森林管理局ホームページにおいて公表する。

<https://www.rynya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/kikakukyousou-koubo.html>

⑤ 質疑者資格 応募申込者とする。

## 6 出店予定者の決定

（1）事業予定者の決定方法

中部森林管理局において、応募者を取りまとめ、使用許可公募選定審査委員会を開催し、企画内容及び資力、信用等を総合的に審査の上、国有財産の使用許可をする出店者を決定する。

（2）書類審査の実施

所定期間内に適正に提出された書類について、中部森林管理局において使用許可公募選定審査委員会を開催し、書類審査を実施する。

なお、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、改めて補足、修正等の必要性を連絡しない。

（3）事業予定者の決定時期及び審査結果の通知

事業予定者の決定は、令和8年2月中旬ないし2月下旬頃を予定している。

審査結果は、全業者に、決定後速やかに通知する。

審査結果や内容についての問い合わせには応じられない。

#### (5) 事業予定者の公表

事業予定者の公表は、事業予定者決定後、速やかに予定しており、中部森林管理局のホームページで実施する。

### 7 使用許可の手続き

中部森林管理局と出店予定者との間で国有財産の使用許可手続を行うこととする。なお、手続きの仕方については、改めて連絡する。

### 8 その他

以下の場合には、事業予定者としての決定を取り消すこととする。

- ① 正当な理由なくして、中部森林管理局の指定する期日までに「国有財産使用許可申請書」の提出を行わなかった場合
- ② 事業予定者の決定から使用許可の手続きまでの間に、事業予定者について資金事情の変化等により店舗の設置・運営の履行が確実でないと中部森林管理局が判断した場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、中部森林管理局自動販売機の事業者としてふさわしくないと判断した場合
- ④ 事業予定者が応募者の資格を失った場合

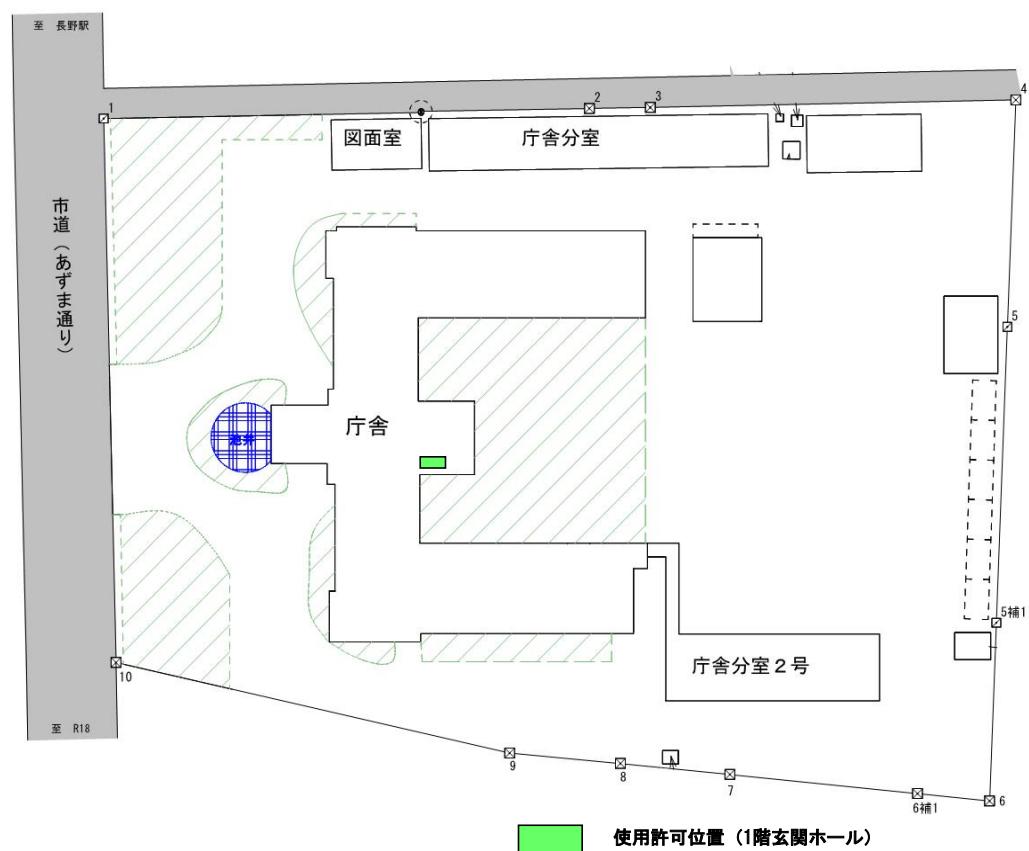
以上

## 中部森林管理局 案内図及び位置図

案内図



位置図



令和　年　月　日

## 応募申請書

「中部森林管理局庁舎屋内自動販売機出店者公募要綱」に基づき、別添、建物使用料提案額並びに企画書提案書類により応募の申請をします。

中部森林管理局長 殿

(郵便番号)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当所属・職名

担当者氏名

電話番号

Eメールアドレス

注) 印は代表者印を使用してください。

## 自動販売機設置に係る建物使用料提案額

下記のとおり、中部森林管理局舎屋内自動販売機設置に係る建物使用料を提案します。

記

### 建物使用料

年額 金      円（消費税抜き価格を記載）

## 企画提案書類

書類	内容	提出部数
企画概要等	企業及び企画提案がわかる資料(パンフレット・企画提案書等)	7部
商号登記簿謄本	いずれも原本 (法人の場合) 現に効力を有する部分のみ (個人の場合) 商号を用いる場合は、商号登記簿謄本 商号を用いない場合は、本籍地の区市町村長が発行する「身分証明書」(出店予定者に決定された場合は、指定法務局の登記官が発行する「登記されていないことの証明書」を追加提出)	
印鑑証明書等	印鑑証明書又は印鑑登録証明書	
定款	最新のもの	
事業概要 (ただし、主要内容が「企画概要」に記載されている場合は、提出不要)	創立(創業)年月日 資本金(出資総額)及び借入金(単位:千円) 事業内容 (特色、衛生管理、損害賠償の加入状況、営業店舗数(うち都内店舗数含む。)主な営業区域、従業員数(正社員、非社員別)) 今回の提案に類似又は関連する実績 その他応募者のPRとなるもの	1部
社会的信用失墜行為	過去5年間の 社会的信用失墜行為の有無	
決算書	最近3年分の 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 (個人の場合は、決算書等財産状態が確認できる写し (過去3年分))	
納税証明書	最近3年分の 法人税又は所得税の納税証明書、 事業税の納税証明書	
免許・許可書等	提案する企画の内容により、その企画を実施するために 免許又は許可等が必要とされている場合、その免許又は 許可書等の写し	

注) 各種証明書等については、発行日から3か月以内のものとします。

証明書、免許書等以外の提出書類は、できる限りA4版とします。

## 企画提案書内容一覧

主な企画計画	主な記載内容
1 商品の構成・価格	新店舗で販売を予定している主な商品の種類及び販売予定価格の内容がわかるもの。
2 従業員の配置体制	従業員の新店舗の配置体制がわかるもの。
3 苦情等の対応	利用者からの苦情・要望等へ対応する体制等がわかるもの。
4 安全・食品衛生	利用者及び従業員の安全管理、職員衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策がわかるもの。
5 収支計画	新店舗の5年度の収支計画（年間売上高・原価・人件費・初期設備投資額等）がわかるもの。
6 環境対策	自動販売機の環境対策がわかるもの。
7 その他	耐震対策等がわかるもの。

令和 年 月 日

## 質 疑 書

「中部森林管理局舎屋内自動販売機出店者公募要綱」に基づき、質疑書を別紙のとおり提出します。

中部森林管理局長 殿

(郵便番号)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当所属・職名

担当者氏名

電話番号

Eメールアドレス

注) 印は代表者印を使用してください。

別紙 質疑書

質 疑 事 項	質 疑 内 容

## 誓 約 書

□ 私

□ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき  
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること

### 3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

中部森林管理局長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名 又は名称